

宇治市保育所等入所選考基準 (案)

宇治市保育所等入所選考基準表

1. 基本点数表

保育要件	備考	基準	基本点数
就労 ※1	被雇用者 自営業(中心者)	週5日以上かつ月150時間以上就労している	10
		週5日以上かつ月140時間以上150時間未満就労している	9
		週4日以上かつ月120時間以上140時間未満就労している	8
		週4日以上かつ月100時間以上120時間未満就労している	7
		週4日以上かつ月80時間以上100時間未満就労している	6
		週4日以上かつ月60時間以上80時間未満就労している	5
		自営業だが、事業の内容を証明する書類の提出がない	△ 4
	採用予定者 (減点)	△ 2	
	自営業(協力者) (減点)	△ 3	
	内職従事者	内職に従事しており、3万円以上の収入を得ている	5
妊娠・出産		出産予定日の前後8週間のうち、出産の準備又は休養を要する期間(多胎妊娠の場合は、産前14週間産後8週間)	7
疾病・負傷	入院	保護者が概ね1か月以上入院する	10
	居宅療養	保護者が寝たきりで保育が困難な場合(診断書に寝たきりである旨の記載要)	9
		保護者がその他概ね1か月以上保育が困難であると診断された場合	5
障害		保護者が身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の者であるなど保育が常時困難な場合	9
		保護者が身体障害者手帳3～4級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている、又は要介護認定1～2の者であるなど保育が著しく困難な場合	5
介護・看護	入院介護・看護	概ね1か月以上入院中の親族を介護・看護している	6
	居宅介護・看護	重度な認知症で目を離すことができない親族を常時介護・看護している(診断書にその旨の記載要)	7
		身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている、又は要介護認定3～5の親族を常時介護・看護している	5
		その他上記に該当しない病人・障害者等の親族を常時介護・看護している	4
災害復旧	災害等から復旧中	火災や風水害、震災などの復旧に要する期間	10
就学		1日4時間以上月20日以上就学している	7
		1日4時間以上月15日以上20日未満就学している	5
求職活動		求職活動をしている	1

【備考】

●複数の要件に該当する場合は、最も点数が高いものを採用する。

※1 就労中の保護者で、入所申込み児童又はその兄弟姉妹が療育施設に通園している場合、通園に要する日について、1日4時間就労しているものとみなします。

宇治市保育所等入所選考基準表

2. 調整点数表

項目	備考	内容	調整点数
世帯の状況	※複数該当する場合は、点数の高いものを採用する	ひとり親世帯(離婚、未婚、死別、失踪宣告)である	15
		ひとり親世帯に準じている(収監中、離婚調停中により、常時家庭にいない)	10
		生活保護受給世帯で、保育の利用が必要と判断できる場合	2
保護者の状況	※該当する内容すべてを加点する	母が育休・産休から復職する(育児休業が終了する場合だけでなく、育児休業を短縮して復職する場合も含む)	3
		保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する(職種は保育業務に限定)	3
		保護者が保育士・保育教諭として、市外の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する(職種は保育業務に限定)	2
		保護者が、要介護認定3～5、又は身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている(保育要件が、「障害」でない場合)	2
		保護者が、要介護認定1～2、又は身体障害者手帳3～4級、精神障害者手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている(保育要件が、「障害」でない場合)	1
当該児童の状況	※該当する内容すべてを加点する(一部例外あり)	転入により申請し、転入前に保育所(認可外含む)入所していた ※1	2
		地域型保育事業を利用している2歳児が保育所等へ入所を希望する	4
		地域型保育事業を利用している0～1歳児が保育所等へ入所を希望する	3
		一時預かり事業や、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、概ね3か月間の利用実績が月平均15日以上(利用の事由が「就労」の場合のみ) ※1	2
		一時預かり事業や、幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、託児所等を利用しており、概ね3か月間の利用実績が月平均6日以上15日未満(利用の事由が「就労」の場合のみ) ※1	1
		1号認定を受けて現に認定こども園において特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、2号認定を受けて引き続き同一園での利用の申込みをする	3
兄弟姉妹の状況		兄弟姉妹がすでに宇治市内の認可保育所(園)・認定こども園に入所している	3
		兄弟姉妹(多胎児含む)が同時に入所申込みをする ※1	1
		身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳を交付を受けている同居の就学前の兄弟姉妹がいる	4
		身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳を交付を受けている同居の小学生の兄弟姉妹がいる	2
その他		転居や就労先の変更等正当な理由により、通園時間が今までより片道15分以上余分に掛かるので、転園を希望する	1
		すでに入所している兄弟姉妹の保育料・給食費・実費等を3か月以上滞納している世帯	△ 5
		児童虐待やDV、その他福祉事務所長が特に調整が必要と認める場合	★※2

【備考】

●該当する全ての項目の点数を合計する。

※1 ※1の調整点数は、高い点数のものを採用する。

※2 ★については、状況等を個別に福祉事務所長が判断し、調整する。

3.同一点数となった場合の優先順位

優先順位	優先順位内容
①	両親がいない・ひとり親(死亡・離婚・未婚・拘禁中等)の世帯
②	基本点数の高い世帯(調整点数を加算して同点の場合、基本点数の高い方を優先する)
③	兄弟姉妹が既に同一の保育所等に入所している
④	地域型保育事業を利用している
⑤	保護者が保育士・保育教諭として、市内の保育所(園)・認定こども園・地域型保育施設に月60時間以上就労する(職種は保育業務に限定)
⑥	同居の障害児(者)がいる(保護者及び当該児童に障害等がある場合も含む)
⑦	保育料を滞納していない(滞納期間が短い)
⑧	一時預かり等を利用して、既に就労している
⑨	18歳未満の兄弟姉妹が児童含め5人以上いる
⑩	希望園の多い順
⑪	就労時間及び通勤時間を含め、保育を必要とする時間の長い順
⑫	入所保留期間の長い順
⑬	市民税所得割額が低い順